

## TOBU de あそびシリーズ

～ちびっこタウンをつかってあそぼう～

開催時間中いつでも参加可能

3月24日(土)・25日(日) 24日…正午～午後4時、25日…午前11時～午後4時  
東武百貨店池袋本店 8階屋上スカイデッキ広場  
※雨天時は2階5番地 特設会場

◇子どもたちが自分で考えた小さなまち「ちびっこタウン」をつくり、その中で自由に遊び、働くイベント◇幼児、小学生とその家族◇車工作のみ500円(当日直接会場へ)。  
☎地域支援グループ☎3981-2187



## 混雑時期に伴う総合窓口課 平日の受付(発券)時間変更

◇対象期間…3月12日(月)～4月9日(月)  
◇平日受付時間…午前8時30分～午後4時※午後4時までに発券機で番号札をお取りください。  
3月中旬～5月中旬は総合窓口課窓口は大変混雑します。転入届や転居届などの手続きは東・西区民事務所でも扱っています。  
☎住民記録グループ☎3981-4782

## 税・国保・年金

### 4月から税務課と国民健康保険課の日曜窓口が第2日曜日に変わります

これまで毎月第3日曜日を「日曜窓口」として開設していましたが、国などのシステムメンテナンスの都合により、4月から「日曜窓口」を第2日曜日に変更します  
◇開設時間…午前9時から午後5時まで  
◇場所…区役所本庁舎3階  
◇受付業務…①税務課/住民税・軽自動車税の納付、納付相談業務※住民税の申告は取り扱っていません。  
②国民健康保険課/資格取得・喪失・変更・保険証再交付、納付書再発行、納付相談など※給付業務など一部取扱いできない業務があります。  
☎①税務課整理第一・第二グループ☎4566-2362、②国民健康保険課資格・保険料グループ☎4566-2377、整理収納グループ、特別整理グループ☎3981-1294、1295

### 区外に転出される方へ

特別区民税・都民税(住民税)は、1月1日現在の居住地で課税されるため、課税された年の途中で区外に転出する場合や国外に出国する場合は、区に1年度分の特別区民税・都民税を納付する必要があります。出国などで国内に住所を持たなくなる方は納税管理人を届け出る義務があります。転出時に未納の住民税があり、納付が困難な場合は、早めに相談してください。  
☎税務課整理第一・第二グループ☎4566-2362

### 軽自動車・バイクなどの廃車手続きを忘れずにしてください

軽自動車税は4月1日現在登録のある方に課税されます。廃棄、譲渡、

盗難にあったなどで廃車手続きをしていない方は、3月31日までに廃車手続きをしてください。  
◇届出先…①豊島区ナンバーの原動機付自転車(125cc以下)・ミニカー・小型特殊自動車/区税務課☎4566-2352、②軽二輪車(125cc超の二輪車)・二輪の小型自動車(250cc超の二輪車)/練馬自動車検査登録事務所☎050-5540-2032、③四輪の軽自動車(660cc以下)/軽自動車検査協会東京主管事務所練馬支所☎050-3816-3101  
☎税務課軽自動車税担当☎4566-2352

## 後期高齢者医療

### 75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に替わります

それまで加入していた勤務先の保険や国民健康保険から自動的に切り替わります。  
◇対象者…①75歳以上の方(誕生日から)、②65歳以上の一定の障害がある方で、申請に基づき広域連合の認定を受けた方(認定を受けた日から※国民健康保険の方は、後期高齢者医療制度との選択が可能)  
◇保険証…75歳の誕生日までに簡易書留で郵送  
◇保険料…被保険者が均等に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額(個人単位)  
◇納付方法…①原則、特別徴収(年金天引き)です。(口座振替のみ変更可能)ただし、年金受給額が18万円未満の方や介護保険料との合算額が天引きの対象となる年金の2分の1を超える方は、普通徴収となります。また、特別徴収の対象となる方でも、年度途中にほかの区市町村から転入した方や年度途中に75歳に到達した方は、一定期間は特別徴収ができません。②普通徴収…納付書または口座振替※国民健康保険料で口座振替

を利用していた方は、新たに口座振替の申込みが必要です。  
◇納付相談…期限内納付が難しい場合は、納付相談を行なっています。  
☎後期高齢者医療グループ☎3981-1332、納付相談…整理収納グループ☎3981-1459

## 福祉

### 金婚・ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦へ

◇対象者…平成29年4月1日から引き続き区内に住所があり、下記の①②のいずれかに該当する夫婦。①金婚(50年目)…昭和42年4月1日～昭和43年3月31日に婚姻届を提出した

夫婦、②ダイヤモンド婚(60年目)…昭和32年4月1日～昭和33年3月31日に婚姻届を提出した夫婦。昨年度の対象者(金婚は昭和41年4月1日～昭和42年3月31日、ダイヤモンド婚は昭和31年4月1日～昭和32年3月31日に婚姻届を提出)で、まだ申請していない方も受け付けています。申請時、夫婦のいずれかが亡くなっている場合は対象になりません。注意してください  
◇祝品(郵送)…区内共通商品券1万円分※有効期限あり☎3月30日までに、6か月以内に発行された戸籍謄本(全部事項証明書)を高齢者福祉課へ持参。  
☎高齢者事業グループ☎4566-2432

## 4月から国民健康保険制度が変わります ～運営に都道府県が加わります～

☎制度改革グループ☎3981-1923

国民健康保険(国保)は、日本の国民皆保険(※)の基盤となるしくみです。国民皆保険を将来にわたって堅持するために、4月から都道府県も域内の区市町村とともに国保の運営を担うことになりました。また、国からの財政支援も拡充されます。

- 都道府県が財政運営の責任主体になります…都道府県が安定的な財政運営などにおいて中心的な役割を担います。区市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業などの住民に身近な事業を運営します。
- 同一都道府県内の住所異動の時にも高額療養費の該当回数引き継がれます…同じ世帯で、過去12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受ける場合、4回目以降は限度額が低くなります。4月以降、住所異動前と同じ世帯であることが認められるときは、都内の他区市町村に住所異動した場合でも高額療養費の該当回数引き継がれ、経済的な負担が軽減されます。
- 制度が変わることにより特別な手続きは必要ありません…国保に加入されている方が、4月から制度が変わることにより特別な手続きをしていただく必要はありません。また、現在お持ちの保険証は有効期限まで使用できます。各種届出先・保険料の納付先はこれまで通り区市町村です。(※)国民皆保険とは原則としてすべての国民が何らかの公的医療保険に加入する制度です。